



外れ馬券の必要経費性～税務訴訟で初の司法判断！

「馬券払戻金の所得区分と外れ馬券の必要経費性」については、すでに刑事事件で大阪高裁判決がでていますが、平成26年10月2日、税務訴訟において初の司法判断が下されました。新聞報道(平26.10.3朝日新聞)によると、原告である元会社員は5年間で約35億1千万円の馬券を買い、約36億6千万円の払戻金を得ています(平成26年10月2日大阪地裁・一部取消し・控訴・Z888-1887)。

∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

本件は、税務署長が、競馬法に基づき勝馬投票の的中者として原告が受けた払戻金は一時所得に該当するとした上、その総収入金額からの中した馬券の購入金額のみを控除して決定処分等を行ったのに対し、原告が、上記払戻金は雑所得に該当し、必要経費には外れ馬券を含む馬券の購入総額が含まれると主張し、本件各処分はいずれも違法であるとして、その全部の取消しを求めた事案です。

<大阪地裁の判断>

大阪地裁の田中健治裁判長は、原告の競馬所得は雑所得に該当し、馬券購入総額が必要経費に該当するとして、処分の一部を取り消しました。

- ① 原告は、日本中央競馬会のA-PATに加入し、競馬予想ソフトを利用して馬券を購入していたところ、その馬券の購入に当たっては、過去のレースにおける様々な記録を取り寄せて分析し、一定の抽出条件に見合う購入すべき馬券をパソコンで自動的に抽出できるようにした上、原告が定めた条件に従った馬券の購入を自動的に行わせていた。その結果、平成17年から平成21年の5年間にわたり毎年利益がでる状況であった。
- ② 原告の個々のレースでの馬券購入は、客観的にみて、一般の馬券購入行為におけるそれとは明らかに意味づけを異にするものであり、利益の獲得方法についても、一般の馬券購入者がレースごとに考えることが多いのに対し、原告は、極めて多種類かつ多レースにおける馬券購入を大前提として、長期的な差引きをもって利益をとらえるという点で相当異なるものであることは明らかである。
- ③ 原告の馬券購入行為は、後の的中馬券として払戻金の対象となる馬券のみならず、結果として外れ馬券となる馬券の購入行為も含めて、多数のレースにおける継続的な馬券の購入という、一連の継続的行為といふべきものであり、これらの一連の行為が、総体として、恒常的に所得を生じさせているものと認められるのであって、この継続的行為によって獲得される払戻金が、偶発的な一時の所得といふことはできない。そうすると、原告の馬券購入行為から生じた所得は、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」といえるのであって、雑所得に分類されるものと認められる。
- ④ 原告の馬券購入行為は、結果として外れてしまう馬券が多数生じることもむしろ前提とした上で、多種類の馬券を継続的に購入することによって、馬券の購入費用を上回る払戻金を得ることによって利益を得ようというものであり、客観的にも、そのような行為態様がとられているのであるから、的中した馬券の購入費用のみが当該業務の遂行上必要なものであったといふことはできない。むしろ、上記のような原告の馬券購入行為を前提とすれば、外れ馬券も含めた馬券の総購入費用が、払戻金を獲得するため「直接に要した費用」に当たると解すべきであるし、少なくとも、払戻金に係る「所得を生ずべき業務について生じた費用」に当たるとは明らかであるから、いずれにせよ、払戻金の生じた年中の所得から必要経費として控除することができるものと解するのが相当である。

(税法データベース編集室 市野瀬 音子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判44頁)が必要な方は、送料実費とも2,000円(税抜)で頒布しますので下記あてにご一報ください。

JUSTAX 第258号(平成27年1月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2 モリタビル/TEL(03)3350-6300 FAX(03)3350-4628